

藤枝市空き家等対策計画に係る固定資産税の減免に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、藤枝市の空き家対策施策を推進するため、藤枝市空き家等対策計画（以下「対策計画」という。）に基づき解体又は除却した空き家の所在した土地の固定資産税の減免に関し、基準等を定めることを目的とする。

(対象となる固定資産)

第2条 減免の対象となる固定資産は、藤枝市空き家解体・除却事業費補助金交付要綱（平成30年藤枝市告示第 号。以下「補助要綱」という。）に基づき解体又は除却に要する費用の補助（以下「空き家補助金」という。）を受けた空き家（以下「指定空き家」という。）が所在する土地（空き家補助金を受けた時点で地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2の適用を受けている土地に限る。以下「指定空き家所在土地」という。）とする。

(減免となる基準)

第3条 市長は、指定空き家所在土地の所有者（登記簿に登録された者（当該登録された者が死亡しているときは、その相続人。）から藤枝市税条例（昭和29年藤枝市条例第14号）第71条に規定する減免に係る申請書（以下「減免申請書」という。）が提出された場合は、当該指定空き家所在土地の固定資産税を減免することができる。

2 前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする者が、減免申請書提出時において、次の各号の一に該当する場合は、前項の規定は適用しない。

- (1) 減免を受けようとする者が、市税等を滞納している場合
- (2) その他、市長が減免することが適当でないと認めた場合

(減免申請書の添付書類)

第4条 減免申請書を提出する際には、補助要綱に規定する事業実績書の写し及び補助金交付確定通知書の写しを添付しなければならない。

(減免の対象期間)

第5条 第3条による減免は、空き家補助金の交付確定により認められた指定空き家の解体又は除却を開始する日の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から3年度分とする。

(減免の終了)

第6条 減免の対象期間内であっても、次に掲げる場合に該当した時は、該当した日以降に到来する納期限において課税される固定資産税については、減免の対象

としない。

(1) 指定空き家所在土地が売買により所有権移転がされた場合

(2) 指定空き家を解体又は除却後に、建物の建築、貸し駐車場等の土地利用が行われた場合

(3) その他、市長が減免を終了すべきと認めた場合

2 前項の場合において、減免の対象としないこととした納期限に係る固定資産税額は、減免が適用される前の各期別の固定資産税額と同額とする。

(減免額の算出方法)

第7条 第5条の規定による各年度における減免の額は、各年度における固定資産税額の80%に相当する額とする。

(都市計画税の減免)

第8条 指定空き家所在土地が都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域に存在する場合は、当該指定空き家所在土地に係る都市計画税について本要綱を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに減免申請書が提出された場合は、同日後においても、第5条に規定する対象期間は、なおその効力を有する。